宇部市石炭記念館デジタルコンテンツ等制作業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

令和８年１１月

宇部市

総合政策部　政策企画課

宇部市石炭記念館デジタルコンテンツ等制作業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

目　　次

１　趣旨　・・・

1　趣旨

この実施要領は、宇部市（以下「市」という。）が実施する宇部市石炭記念館デジタルコンテンツ等制作業務委託（以下「本業務」という。）の受託候補者を、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するため、必要な事項を定めるものである。

2　業務概要

（１）業務名　　宇部市石炭記念館デジタルコンテンツ等制作業務
（２）業務内容　　別紙「宇部市石炭記念館デジタルコンテンツ等制作業務委託仕様書」のとおり
（３）委託期間　　契約日から令和９年３月３１日まで
（４）委託料上限額　18,200,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3　参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

（１） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
（２） 本市における入札参加資格の登録がされている者であること。
（３）公募開始の日から契約締結日までの間において、宇部市から指名停止の措置を受けていないこと。
（４）法人税、地方税、その他租税公課を滞納していないこと。
（５）暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
（６）政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
（７）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき更生又は再生手続きをしていないこと。
（８）仕様書に定める業務について、業務遂行能力を有し、適切な実施体制を有すること。また、本市の指示に柔軟に対応できること。

4　実施スケジュール

項　目	日　程	備　考
公募、質疑受付開始	令和 8 年 11 月 6 日（金）	市ウェブサイトに掲載
質問受付期限	令和 8 年 11 月 11 日（水）16 時 30 分必着	電子メールで受付
質問と回答の公表	令和 8 年 11 月 13 日（金）	市ウェブサイトで回答 ※内容により回答しない場合あり

参加申込書等の提出期限	令和 8 年 11 月 19 日（木） 16 時 30 分必着	持参、郵送又は電子メール
参加資格審査結果通知	令和 8 年 11 月 20 日（金）	電子メールで通知
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 12 月 4 日（金） 16 時 30 分必着	持参又は郵送
プレゼンテーション審査 （選定委員会）	令和 8 年 12 月 11 日(金)	
結果通知及び公表	令和 8 年 12 月中旬予定	郵送及び市ウェブサイトに掲載
業務内容協議、契約締結	令和 8 年 12 月下旬予定	

5　質問及び回答

質問及び回答を以下のとおり実施する。

受付期間：令和８年１１月６日（金）～１１月１１日（水）１６時３０分まで

回答期限：令和８年１１月１３日（金）

（１）質疑のある者は、質問書（様式第６号）にその内容を簡潔に記載し、１５　事務局へメール送信することとし、送信した旨を事務局に電話連絡すること。

なお、上記の方法以外での問合せには応じないので留意すること。

（２）質疑に対する回答は、宇部市ウェブサイトにおいて公表する。なお、本事業に直接関係する内容についてのみ回答を行うものとし、すべての質疑に対して回答するとは限らない。

6　施設見学（任意）

本業務の対象施設についての見学は、自由見学とし、職員による説明等は行わない。

なお、施設見学への参加有無は、事業者選定の審査には影響しない。

※開館時間は９時３０分～１７時

※閉館日は毎週火曜日（火曜日が祝日の場合は翌日）

7　参加申込書の提出

本プロポーザル参加者は、次の書類を提出すること。

提出方法は持参、郵送又は電子メールとし、提出期限までに必着とする。

持参の場合の受付時間は、平日９時から１２時まで、１３時から１６時３０分までとする（土日祝日を除く）。

また、電子メールの場合は、送信後に事務局に電話連絡すること。

提出期限：令和８年１１月１９日（木）１６時３０分まで

（１）参加申込書　　・・・・(様式第１号)

（２）会社概要　　・・・・(任意様式)

（３）誓約書　　・・・・（様式第２号）
（４）業務実績書　　・・・・（様式第３号）
（５）法人税並びに消費税及び地方消費税についての未納がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙第９号様式「その３の３」及び宇部市税に滞納がないことの証明書（市内に営業所等がなく、宇部市税の納税義務がない者については添付不要。）
※いずれも発行から３ヶ月以内のもの

８　参加資格審査の結果通知

（１）参加資格の審査を行い、令和８年１１月２０日（金）に結果を通知する。
（２）前号の決定について、通知の日の翌日から起算し、３日以内（土日祝日を除く。）に書面をもって説明を求めることができる。

９　企画提案書等の提出

参加資格審査結果通知にて資格を有した者は、次の方法で必要書類を提出すること。提出方法は持参又は郵送とし、提出期限までに必着とする。持参の場合の受付時間は、平日９時から１２時まで、１３時から１６時３０分までとする（土日祝日を除く）。

（１）提出書類
ア　企画提案書等提出届（様式第４号）
イ　企画提案書（任意様式）（１者につき１案に限る。）
・表紙、目次等を含めＡ４判片面１５ページ以内とすること（必要に応じてＡ３判の使用も可とするが、Ａ４判２ページ分としてカウントする）。
・別紙「仕様書」、「評価基準」に従って作成すること。仕様書の内容以外で独自の提案があれば、これを加えること。なお、優位のものは、審査基準に従って評価に加える。
・業務内容やスケジュールについては明確に記載すること。
※審査の公平性・客観性を確保するため、審査員に配布する企画提案書の本体において、応募者の会社名、ロゴマーク、その他特定の企業が判別できる名称・表現は記載しないでください。
ウ　実施体制表（様式第５号）
エ　事業スケジュール（任意様式）
オ　見積書（任意様式）
・次年度以降に発生するランニングコスト等がある場合は、その金額も分かるように記載すること。

（２）提出期限：令和８年１２月４日（金）１６時３０分まで
（３）提出部数：正本１部　副本４部

１０　審査方法及び評価基準

（１）審査方法

受託候補者の選定については、令和８年１２月１１日（金）に選定委員会において、企画提案書とプレゼンテーションの審査により行う。（詳細な時間及び場所は別途通知する。）

ア　プレゼンテーションは原則として非公開、対面又はオンライン審査とする。

※オンラインで参加する場合は、事前に申し出ること。

イ　プロジェクター及びスクリーン等は市が準備する。その他、パソコン等必要な機器は提案者が準備するものとする。

ウ　提案者が１者であっても、プレゼンテーションを実施し、審査を行う。

エ　プレゼンテーションで使用する資料は、提出書類（企画提案書等）に記載した内容に基づくものとし、新たな内容の資料提示は認めない。

（２）評価基準

別紙評価基準をもって、提出された企画提案書とプレゼンテーションの審査及び評価を行う。

配点は 100 点×選定委員数とし、合計点数が６割以上を得た者の中で、最も高い者を優先交渉権者、次に高い者を次点交渉権者として受託候補者とする。

１１　結果通知及び公表

審査結果は、全ての応募者に郵送で通知するとともに、市ウェブサイトに掲載する。受託候補者とならなかった者は、通知の日の翌日から起算して７日以内に、その理由の説明を書面（任意様式）により求めることができる。

１２　参加資格の取消し

以下に該当した際には参加資格を取消すものとする。

（１）書類の提出が期限を過ぎたもの。

（２）提出書類に不備があるもの。

（３）提出書類に虚偽の記載をしたもの。

（４）提出書類が第３者の著作権、意匠権等を侵害しているもの。

（５）選定委員会の開始時刻に間に合わなかったもの。

（６）「３　参加資格」を満たすことが出来なくなったもの。

（７）その他不適切と判断したもの。

１３　契約に関する事項

本プロポーザルにより選定した優先交渉権者は、随意契約の相手方として、本市と契約内容に関する詳細協議を行い、協議が整ったときは契約を締結する。

なお、契約締結過程において、優先交渉権者が１２　参加資格の取消しの（１）～（７）の項目に該当することが判明した場合など契約が合意に至らなかった時は、次点交渉権者と契約交渉を行う。

１４　その他

（１）本プロポーザルに要する経費及び提出に関する経費は、全て提案者が負担すること。
（２）企画提案書等のすべての提出書類は返却しない。
（３）市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
（４）本市と契約に至った者が作成した提案書については、市が必要と認める場合には、あらかじめ通知することによりその全部又は一部を無償で使用（複製、転記又は転写）できるものとする。
（５）本プロポーザルに係る公文書公開請求があった場合は、宇部市情報公開条例（平成十二年三月二十七日条例第三号）に基づき、提出書類の全部又は一部を公表する場合がある。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後に開示とする。
（６）提出した書類の変更はできないものとする。
（７）市が提供する資料は、企画提案以外の目的で使用してはならない。

１５　事務局（書類提出先、問合せ先）

宇部市　総合政策部　政策企画課
〒７５５－８６０１　宇部市常盤町一丁目７番１号
電話　　０８３６－３４－８１１３
ＦＡＸ　０８３６－２２－６０６３
メール　seisaku@city.ube.yamaguchi.jp